

# 高山市オープンデータの推進に関する基本方針

## 1. 背景

官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的に施行された「官民データ活用推進基本法（以下「法」という。）」において、国、地方公共団体等が保有する官民データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるような必要な措置を講じることが規定された。

岐阜県においては、法に基づく「岐阜県官民データ活用推進計画（以下「県計画」という。）」が策定され、オープンデータの拡充とデータ提供環境の整備に向けて、県内市町村や民間をも巻き込んだ各種取組みが進められている。

これら国を挙げたデジタル化の推進を受けて、この方針は、法の要請を受け「市町村官民データ活用推進計画」と一体的に策定する「高山市DX推進計画」に定めるもののほか、本市がオープンデータを推進する上での基本的な考え方及び取組みの方向性について示すものである。

## 2. オープンデータの意義

公共データの二次利用可能な形での公開とその活用を促進する意義・目的は次のとおりであり、本市におけるこれらの意義等が十分果たされるよう取組みを進めることとする。

- (1) 市民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決
- (2) 地域経済の活性化
- (3) 行政の高度化・効率化
- (4) 透明性・信頼性の向上

## 3. オープンデータの定義

本市が保有する公共データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

## 4. オープンデータに関する基本的ルール

### (1) オープンデータの公開

国の定める「オープンデータ基本指針」に基づき、本市の保有する公共データは公開を前提とした取組みを進めるが、「高山市個人情報保護条例」や「高山市情報公開条例」をはじめ、市の諸規定に従うとともに、国や県、他都市によるオープンデータの整備状況を踏まえ、利用者ニーズに即して優先度の高いものから順次、公開を進めるものとする。

(2) 二次利用に関するルール

本市がオープンデータとして公開するデータはクリエイティブ・コモンズ・ライセンス※<sub>1</sub>によるCC BY※<sub>2</sub>を採用し、二次利用を促進する。

また、本市の提供するオープンデータの利用に際しての留意事項などについて分かり易くまとめた「利用規約」を定め、(4)に示す専用ページに合わせて掲載することとする。

(3) 公開データの形式等

オープンデータの整備に際しては、国の示す「推奨データセット」など、標準的なデータ構造やデータ形式等が定められているものはそれらに準拠するほか、コンピューターによる機械判読に適したファイル形式(CSV※<sub>3</sub>等)を基本とする。

また、法人情報を含むデータは法人番号※<sub>4</sub>、位置情報を含むデータは座標値を付記するなど、高度なデータの利活用に配慮する。

(4) オープンデータの公開環境

本市がオープンデータとして公開するデータは、公式ホームページに専用ページを設けて公開することを原則とする。

また、岐阜県が進める県内オープンデータの広域化・標準化の取組みに対し、本市のデータを「岐阜県オープンデータカタログサイト」にも掲載するほか、県計画に基づくりアルタイムデータや大容量データの提供環境の整備に協力する。

(5) データの正確性の確保及び更新

市は、できる限り客観的かつ正確なデータの提供に努めるほか、最新の情報が保たれるよう定期的な更新を行うものとする。

(6) 権利の侵害等の防止

本市のオープンデータの公開に際しては、著作権者の権利の侵害や非公開情報の公開など、市に対する信頼を損なわないよう、予め十分な確認を行うものとする。

5. 推進体制

行政経営課は、県の部会への参画をはじめ全庁的なオープンデータの推進・調整役を担うほか、各データの所管課と緊密に連携したデータの公開、所管課による取組みのフォローアップを行う。

本市が進める官民連携によるデジタル人材の育成に向けて、オープンデータの推進を含む情報リテラシーの向上に取り組む。

6. 本方針の見直し

本方針は、今後の国や県の動向、関連技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

※1 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供する、著作物の配布を許可するためのライセンスの一つで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示を行うためのツールのこと。

※2 CC BY

原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示すれば、利用者が営利目的を含めてデータの改変、複製、再配布できる二次利用の自由度が最も高いクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのこと。

※3 CSV

Comma Separated Values の略で、項目をカンマで区切ったテキストデータであり、汎用性が高く、機械判読に適したファイル形式のこと。

※4 法人番号

法人と一部の団体に対し、国税庁が指定する 13 桁の識別番号のこと。